対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

○ 養護老人ホーム

○ 特別養護老人ホーム

○ 軽費老人ホーム

○ 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター

○ 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設

○ 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所

○ 老人福祉センター

○ 認知症グループホーム

○ 生活支援ハウス

○ 有料老人ホーム

○ サービス付き高齢者向け住宅

○ 介護老人保健施設

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所

○ 介護医療院

【障害関係施設】

○ 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）

○ 障害者支援施設

○ 福祉ホーム

○ 障害児入所施設

○ 児童発達支援センター

○ 障害児通所支援事業所

○ 身体障害者社会参加支援施設

○ 地域活動支援センター

○ 盲人ホーム

※上記内容は、令和5年4月28日付国通知「「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について」より一部抜粋したものです。